

平成 22 年 10 月 18 日

各 位

会 社 名 細谷火工株式会社
代表者名 代表取締役社長 島井 武四郎
(J A S D A Q ・ コード 4 2 7 4)
問合せ先 専務取締役 細谷 譲二
電 話 0 4 2 - 5 5 8 - 5 1 1 1

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 18 日に当社個人株主細谷理一から当社取締役等 4 名に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起した旨の平成 22 年 9 月 27 日付「訴訟告知書」を受領した旨の報告を取締役から受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 原告

細谷 理一

2. 被告

当社代表取締役 島井 武四郎

当社取締役 細谷 譲二

当社取締役 古山 雄一

当社元代表取締役 細谷 文夫

3. 当該訴訟の提起があった裁判所

東京地方裁判所立川支部

4. 訴えの概要

元取締役より購入した工場敷地内の土地取引に関して、その売買価格決定方法及び売買価格に不当性があり、取締役 3 名を善管注意義務違反、元取締役は無過失責任とし、被告らは連帯して 1 億 2 6 7 万円を賠償するように請求するものであります。

5. 公告

当社は、「訴訟告知書」を受領し、官報にて公告を行なう予定であります。

6. 当社の見解

当社は、今後開催予定の取締役会にて、当社が被告（当社取締役等4名）側へ補助参加をすることを決定する予定です。

また、当社が補助参加することに、監査役全員の同意を得ております。

平成22年7月9日付で本訴訟の原告株主から当社監査役3名に対し、取締役等に善管注意義務違反があることから、損害賠償請求を行なうよう「提起請求」を受けましたが、監査役が詳細な調査を行なった結果、株主の主張は理に反する虚構の上に成り立ったもので、取締役等に善管注意義務違反はないものと判断されました。よって、取締役等を提訴する必要はないものとして、監査役は原告株主に対して、平成22年9月9日付「不提訴通知書」にて通知しております。

7. 業績に与える影響

本提訴は株主が取締役等4名を訴えているものであり、当社の業績に影響は有りません。

以 上